

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス：台湾を巡る日系企業動向活性化の理由

当行中国業務支援室は中国、香港、台湾での日系企業の皆様の業務展開をご支援させていただくことを主要な業務としている。こうした中、マクロ的なデータとの整合性はともかくとして、直近6ヶ月程度のトピックスとして台湾に関してのお客様からのご照会が多かったことをあげることができる。

こうしたお客様のニーズにお応えすべく、台北支店とともに本邦内でも最新の台湾情報を提供できる体制の整備を行ったのだが、この作業の中での最大の関心事は、なぜ、今、台湾関連のご照会が増加してきたかということであった。台湾での政府系機関、コンサルティング会社、主要法律・会計事務などへのヒアリングを総合すると以下のような点が浮かび上がってきた。

- 半導体関連企業の動き、特にエルピーダの進出に誘発された、周辺企業の動き(まず、REPからという企業が多いとのコメントもあった)。
- 日系外食産業の進出急増(驚くほど進出しているとのコメントあり。中国市場を展望するというより、台湾市場自体を狙うものも多い)。
- 中国の投資環境の変化(税制優遇の廃止、最低賃金引き上げ、環境規制強化)に伴う、一部台湾企業の台湾回帰の動きに誘発されたもの。
- 昨今の台湾の液晶、半導体産業の水準の向上と、関連業界における日本、台湾、中国の分業体制の構築の中で、日本から高額な設備機械、検査機器が輸出されるようになり、取引が高度化していること。

これらの他に、こうした台湾を巡る日系企業動向の活性化の背景を伺わせるものがあった。それは中国における液晶TV市場の動きである。(以下は「中国における液晶TV市場の状況と参入メーカー・パネルメーカーに与える影響」当行企業調査部香港駐在作成、BTMU 中国月報 4月号掲載予定による)。

これによれば、現状、急拡大する中国における液晶TV市場で、32、37インチといった中型サイズが主流になっている。そしてこの中型サイズにおいて台湾のパネルメーカーのプレゼンスが高まっているのだが、その理由は、このクラスにおける台湾系企業の価格競争力の強さである。(これは32、37インチクラスでは第5、5.5世代が主力ラインである台湾メーカーのほうが、第7、8世代が主力になりつつある日本・韓国メーカーと比較して面取り数の関係からガラス基盤利用効率が高くなり低コストになるためとされている。)この結果、外資系、地場メーカーで台湾系パネルを活用する動きが広がっており、これに合わせ台湾系企業も中国における事業展開を積極化している。こうした動きは、バックライトや偏光板、液晶ドライバICなど液晶関連部材メーカーに影響を及ぼすと見られるが、これらはまさに日系電子部品メーカーが高いプレゼンスを確保している部門であり、日系メーカーにとっては台湾メーカー向けビジネス拡大のチャンスとなるのではないかとしている。

昨今の中国の投資環境の変化は極めてドラスティックである。この中では中国と競合関係にあった CHINA + 1 の動向が注目されることが常であるが、中国と補完関係にあるとされていた台湾を含む諸国にも様々な波及効果が生じており、こうした動きにも留意しておく必要があるということだろう。

2006年の台湾の大型投資案件と台湾の対内直接投資の推移

投資者名	投資対象	投資額
フィリップス(蘭)	台湾合併相手持分買収	約37.5億米ドル
スタンダードチャータード銀行(英)	地場銀行への出資	約12.3億米ドル
TPG NEWBRIDGE TAISHIN HOLDINGS(馬)	地場金融機関への出資	約7.4億米ドル
エルピーダ(日)	合併企業向け投資	約6.7億米ドル
SIPF B.V(蘭)	地場金融機関への出資	約3.5億米ドル

単位：US\$, Mil		2000	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
投資合計	金額	7,608	5,129	3,272	6,576	3,953	4,228	13,969
	件数	1,410	1,178	1,142	1,078	1,149	1,131	1,846
内日系	金額	733	685	609	726	824	724	1,591
	件数	317	242	213	203	228	214	313

資料出所：經濟部投資審議委員会

(中国業務支援室 情報開発チーム 國枝康雄)

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●サービス業発展促進で経済成長方式を転換

国務院は 27 日、「サービス業の発展を加速することに関する意見」の中で、今後サービス業の発展を梃子に経済成長方式の転換を図ることが急務であるとし、2010 年迄のサービス業の発展目標、支援政策、体制改革等を明らかにした。

具体的には、農業関連、生活関連サービスの質的向上、海外からのサービス・アウトソーシング業務の受入促進、通信、鉄道、航空業の更なる規制緩和、税制、融資、土地供給等における政策優遇、サービス関連企業の上場促進等を図る。

サービス業の発展は、内需拡大、雇用増加、国民生活の改善等に大きく寄与することから、政府は改革開放以来様々な措置を講じてサービス業の発展を目指して来たが、2005 年時点で GDP に占めるサービス業の割合を見ると、先進国で高いところでは 7 割に達しているのに対し、中国では 4 割に留まり、またサービス業就労者の割合も先進国で 7 割程度であるのに対し、中国では 3 割という水準で、サービス業の発展の遅れを指摘している。業種で見ると、運輸、倉庫、外食、商業等の伝統的サービス業の割合が高く、金融、通信、観光等の現代サービス業の発展が遅れていることが経済発展のボトルネックになっているとも言える。また、これまで製造業中心に高度成長を遂げてきたが、その結果エネルギー、環境問題が顕在化したことも背景にある。

2. 産業

●チェーンストア トップ 100 社 2006 年の売上げ好調

商務部は 26 日「2006 年中国チェーンストア トップ 100 社の経営分析」と称したレポートを発表した。

これに拠ると、2006 年のチェーンストア トップ 100 社の総売上高は前年比 25%増の 8,552 億元に達し、社会消費小売売上高総額の 11.2%を占めた。また、総店舗数は同 57%増の 6.91 万店、平均売り場面積は 5,170 万 m²、従業員総数は 204 万人となった。

首位は国美電器集団で、売上高が 869.3 億元、店舗数は 820 店に上った。次いで、百聯集団(売上高 770.9 億元)、蘇寧電器集団(同 609.5 億元)、華潤万家(同 378.5 億元)、大連大商集団(同 361.4 億元)の順となっている。

一方、外資小売業者の店舗展開も活発で、昨年、仏カルフルは 33 店、米ウォルマートは 15 店、独メトロは 67 店を新たに開設した。昨年の外資全体の新規開設店舗数は 102 店、合計で 567 店舗となった。また、外資の 1 店舗当たり売上高は前年比 5%増の 2.15 億元で、国内チェーンストア企業の売上高を大きく上回っている。

3. 貿易・投資

●商務部 原油、精油経営企業手引を公布

商務部は 23 日、「原油経営企業手引」及び「精油経営企業手引」を公布した。WTO 加盟時の公約に基づき、2006 年 12 月 11 日から、原油、精油の卸売経営権が対外開放されたことを受けて、法整備を行ったものの。昨年既に、「原油市場管理弁法」の公布と「精油市場管理弁法」の改定を行っており、今回の手引はこれらの実施細則に当たり、原油・精油経営企業の経営資格申請、年度検査等の手続きについて規定している。

●インテル 25 億米ドルの投資 大連で 300mm ウェハース生産工場建設

半導体世界最大手の米インテル社は 26 日、大連市で 300mm ウェハースの生産工場を設立することを発表した。投資総額は 25 億米ドル、本年末に着工し、2010 年前半に生産開始予定。同社の海外工場は、92 年にアイルランドに設立した同品目の工場に次いで 2 つ目となる。なお、ブルーバーク社の統計に拠ると、中国は 2005 年に米国を抜いて、世界最大のウェハース需要国となった。米国調査会社の予測では、2011 年までに中国におけるウェハースの売上高は 1,110 億米ドルに達する見込み。

4. 金融・為替

●QFIIの投資限度額を 60 億米ドル増加

金融筋に拠ると、政府は QFII(適格外国機関投資家)の対内証券投資額の限度を、60 億米ドル増加する方向で検討しているという。現在、QFII 認可機関は 52 社、うち 49 社の投資認可額は 99.95 億米ドルと、現行の限度額である 100 億米ドルに迫っている。なお、限度額の引上げは外準の増加に拍車を掛けることから、実際の認可額は抑制される可能性もある模様。

●「銀聯」カード 世界 26 ヶ国で利用

中国のデビットカード(「銀聯カード」=ATM カード)サービスを運営する「中国銀聯」(以下「銀聯」)が 23 日、設立 5 周年を迎えた。「銀聯」は現在、米国、日本、フランス、ドイツ、東南アジア等 26 ヶ国・地域で決済サービスを行っており、年内にはさらに英国、カナダ、南アフリカ、北欧諸国でもサービスを開始する予定。「銀聯」は 2002 年 3 月に人民銀行(中銀)の批准を得て設立されたもので、国内金融機関 80 数社が加盟し、銀聯カードの発行枚数は 10 億枚に及ぶ。また、外国金融機関との提携により、海外における「銀聯」カードの取扱い機関は 5.8 万ヶ所、利用可能な POS 機は 8.5 万台、ATM 機は 30 万台に上る。

EXPERT VIEW

NERA Economic Consulting
中国総代表 日本国公認会計士
鈴木康伸

【企業所得税統一の動向(その2)】

3月16日の全国人民代表大会で、内外統一企業所得税法案がいくつかの修正を経て可決されました。前回に引き続き今回も、統一企業所得税の内容につき解説をしていきます。**法案の解釈につきましては、実施細則の公布により明らかになる部分もあり**、最終的には本稿の内容と異なる場合もありますのでご了解ください。具体的な内容は前回の解説及び添付の企業所得税法全訳をご参照ください。今回は新法の国際税務関連(第6章)にポイントを絞り解説します。
<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/407040402.pdf>

税回避及び関連企業間取引の管理

今回の改正では、**移転価格**、**過少資本**、**タックスヘイブン対策**の各税制の強化が特徴的です。**移転価格税制**はこれまでどちらかというと外資企業を狙い撃ちにした税制という色彩が強ありました。それは、移転価格税制の各種通達が、「外商投資企業及び外国企業所得税法」という外資に適用される企業所得税法の補足及び解釈規定であったことからもうかがえます。統一企業所得税法では、内資企業に対しても等しく移転価格対策税制の適用がなされることから、税務当局にとっては対象範囲の拡大と効率的な調査対象の絞り込みがより重要性を増します。準備が整いながらも公布が遅れている移転価格の文書化規定ですが、これも統一企業所得税法の文脈の上から解釈できます。すなわち、これまで外資企業所得税法の補足規定として準備してきた文書化規定を単に統一企業所得税法の通達として書き換え公布することでは、単に納税者と税務当局の管理コストを増すだけのものでしかなく、また内資企業を含む全ての企業を対象とした場合に予想される、内資企業の当該法制への消極的対応がもたらす負の効用を考慮しなければなりません。従って、一定規模以上の総資産、資本金、売上高などの指標を有する企業のみを対象とする文書化規定となることが想定されます。

統一企業所得税法公布ののちに公表されると予想される文書化規定ですが、2006年度からの適用ではなく2007年度が対象初年度となることを以って、その対策を後回しとするのではなく、ここで予防的な移転価格対策を講じることが必要です。例えば、このタイミングであれば年度通算での利益率を改善すべく、年度後半の予算作成において関係者取引の価格設定の是正を織り込むことができます。準備期間が生まれたことはある意味朗報ではありますが、価格の是正を講じるためのベンチマークスタディなど早めの対策着手が、移転価格文書の作成を容易にする鍵でもあります。

一方、内国法人とその国外関連者が共同で開発した無形資産、等しく便益を受ける労務費用の独立企業間原則に基づく配分計算規定が盛り込まれたことは、今後のコストシェアリング、国外発生研究開発費、イントラグループサービス(IGS)費用配賦の実施可能性を予感させます。これまで外資企業所得税法に規定されていた関係会社への管理費支出の損金不算入規定が削除されたこともIGS導入を後押しします。しかしながら、現行の内資企業所得税法にある関係

会社管理費の上限-収入の2%以内-などの上限設定が設けられる可能性もあり、国外発生費用の配賦については、費用発生国の第三者機関、例えば公認会計士など、の費用証明の義務化も予想されますので、いずれも今後の実施細則、通達の公布内容に注意を払う必要があります

過少資本税制に関しては、企業がその関連者から受ける債権性投資(借入金)と資本的投資(資本金)の比率が、規定の比率を超過する場合における当該借入金に係る利息支出は、課税所得額を計算する時に控除してはならない旨の規定ぶりとなっています。税法理論で厳密にいうところの過少資本税制ではなく、借入金を関係会社からのものに限定して移転価格と絡めた規定となっているところが特徴的且つ合理的であるといえます。

現行の内資企業所得税法を参考とするのであれば、関連会社からの借入額が払込資本金の50%を上回る部分にかかる利息は損金不算入、との規定があり、また日本その他の国における過少資本税制の規定を参考にして、資本金対借入金の比率を決定する(例えば1:3など)ことも考えられます。但し外資企業にとっては、企業投資を規定する合併企業法、外資企業法等に規定される総投資額と資本金の制約基準があることから、従来から借入金に依存する経営を行ない得ない法体系となっていました。今後は、外資に適用されるこれらの特別法が段階的に中国会社法へ一本化される動きのなかで、過少資本の問題は税法による手当てを以ってその対策とする方向性に向かうことでしょう。

タックスヘイブン対策税制は、内国企業が所有または支配する中国国外の低税率国(地区)にある企業が配当せず、または配当が合理的ではない場合、当該国外企業の留保利益を内国法人の所得として課税するものです。どの程度の税率を以って、低税率国とみなすかは実施細則をみなければ分かりませんが、香港をその対象とすることは明らかであるといえますので、香港の企業所得税率を目安とすることができます。

当該税制はどちらかといえば内資企業対策税制であるといえ、外資企業にとっての懸念は、中国の新税率である25%が、日本のタックスヘイブン対策税制の適用対象になりうる税率水準であることです。従って、主たる事業が、株式、出資、債券の保有である、事業基準を満たさない可能性のある投資性公司、収入金額又は仕入金額のいずれも50%超について関連者(持分比率50%超)との取引である、卸売業の非関連者基準を充足しない保税區或いは一般地域に設立された貿易会社、などへの日本のタックスヘイブン対策税制の適用可能性につき事前にスタディしておく必要があるかもしれません。



CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2007.03.26	7.7330	7.7330~7.7400	7.7400	0.0127	6.5495	0.0163	0.9904	0.0009	10.2620	0.0366	1.9200	3281.44	51.17
2007.03.27	7.7345	7.7306~7.7350	7.7306	0.0094	6.5460	0.0035	0.9897	0.0007	10.3190	0.0570	2.2000	3298.34	16.90
2007.03.28	7.7286	7.7278~7.7286	7.7284	0.0022	6.5850	0.0390	0.9891	0.0006	10.3062	0.0128	2.0000	3334.57	36.23
2007.03.29	7.7280	7.7263~7.7292	7.7270	0.0014	6.5820	0.0030	0.9891	0.0000	10.3080	0.0018	1.9000	3360.82	26.25
2007.03.30	7.7295	7.7288~7.7320	7.7288	0.0018	6.5520	0.0300	0.9892	0.0001	10.2965	0.0115	1.9500	3346.35	14.47

トピックス

[3月26日]

- 中国証券報が報じたところによると、政府が新たに設立する外貨準備管理の新機関で、責任者に就任する楼繼偉元財政次官は、新機関の運営方針について政府系エコノミストら関係者との協議を開始した。
- 国家統計局は2月単月の小売売上高は前年同月比+16.9%となり、2004年5月以来最大の伸びとなったことを発表した。

[3月27日]

- バナナキFRB議長は、中国による米国債の積み上げについて、米国やFRBの金融政策にとって問題ではないとの見解を示した。
- 商務部は、貿易収支をより均衡させる措置の一環として、輸入免許制度を緩和することを明らかにした。

[3月28日]

- 中国メディアによると、財政部高官は、同国が外貨準備運用のために設立する投資会社が発行する債券は、徐々に発行される予定で市場での吸収が可能であり、国内の債券市場に大きな影響は与えないとの見解を示した。
- 現地メディアによると、国家統計局の主任エコノミスト姚景源氏は同国国内にはモノが豊富に供給されており、今年急激なインフレが起きる可能性は低いとの見通しを示した。
- シューマー米上院議員とグラム議員は中国に人民元切り上げを迫る法案について、大統領の拒否権行使に対抗できる支持を集めて可決されるとの見通しを示した。
- ポールソン米財務長官は中国経済が下降に転じれば世界各国がこれを実感するとしうえて、中国は経済および金融市場の改革によってそのような事態に陥るリスクを軽減することが可能であるとの見解を示した。また、中国には為替の一段の柔軟性が必要であるとの見方を示し、人民元の上昇を容認するよ改めて求めた。

[3月29日]

- 中銀が2月後半に実施した調査によると、株式市場に投資する計画があると回答した中国国民の割合が過去最高の水準に達する一方で、銀行に預金すると回答した割合は過去最低水準となった。
- 中国紙によると、中銀当局者は、中国は今後も預金準備率の引き上げを続ける必要があるとの見解を示し、その理由として銀行は依然として必要以上の流動性資金を抱えているため、預金準備率の引き上げが銀行の貸出行動に与える影響が薄れていると指摘した。
- 人民銀金融政策委員は「人民元の切り上げは貿易不均衡は正策として適切ではない」「中国の信頼の置ける小刻みな為替政策は効を奏している」「中銀にとって過剰流動性が大きな問題である」「中国のインフレを起こさない潜在成長率は9~10%である」と述べた。
- 李東栄 国家外為管理局(SAFE)副局長は、適格国内機関投資家(QD)制度のもとで国内商業銀行に認可する海外投資の選択肢を拡大することを検討しているとした。

[3月30日]

- 国営メディアが中銀のレポートとして報じたところによると、中銀は、2007年の中国のGDP伸び率は前年比+10.0%で、CPIは同+2.3%程度となると予想している。
- 国家外為管理局(SAFE)は、外貨準備の拡大ペースを減速させる取り組みの一環として、同国への違法な資金流入の取り締まりを一段と強化すると発表した。

RMB レビュー&アウトルック

- 前週、為替制度変更後最高値まで上伸した人民元は、オープン直後に3月16日以来の安値となる7.7400まで反落した。その後、堅調な株式市場を背景に値を戻し高値水準まで上昇したものの、高値更新には至らず小幅反落し、先週末比はほぼ同水準での引けとなっている。一方、中銀公表の基準値は29日に最高値を更新(7.7303)している。今週は米国およびカナダといった外国要人による人民元相場水準の引き上げを求める発言が相次いだ。これまでの中国当局の対応を鑑みるに外圧による相場水準変更は考えにくいものの、積極的な人民元売り介入を持続できる場合にもなく、今後の上昇スピードには注意したい。

(市場業務部「為替グループ」アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。